

小田原市基準緩和訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定単位
種類	項目									
A 2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		1,000単位		1,000単位	1,000	1月につき
A 2	2121	訪問型独自サービス／211日割				日割の場合		33単位	33	1日につき
A 2	1221	訪問型独自サービス／212		(2) 1 週に 2 回程度の場合		1,997単位		1,997単位	1,997	1月につき
A 2	2221	訪問型独自サービス／212日割				日割の場合		66単位	66	1日につき
A 2	1331	訪問型独自サービス／213		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		3,168単位		3,168単位	3,168	1月につき
A 2	2331	訪問型独自サービス／213日割				日割の場合		104単位	104	1日につき
A 2	2521	訪問型独自サービス／222	ロ 1 月当たりの回数を定める場合			(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179	1回につき
A 2	2631	訪問型独自サービス／223				(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220	
A 2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		10単位減算		-10	1月につき	
A 2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割				日割の場合		÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A 2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		(2) 1 週に 2 回程度の場合		20単位減算		-20	1月につき	
A 2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				日割の場合		÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A 2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		32単位減算		-32	1月につき	
A 2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割				日割の場合		÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A 2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	ロ 1 月当たりの回数を定める場合			(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算	-2	1回につき
A 2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223				(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位減算	-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10%減算		
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15%減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12%減算		
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算					200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 245/1000 加算			1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 224/1000 加算				
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 182/1000 加算				
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 145/1000 加算				
A 2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ	(一) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(1)		所定単位数の 221/1000 加算			
A 2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(2)		所定単位数の 208/1000 加算			
A 2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(3)		所定単位数の 200/1000 加算			
A 2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(4)		所定単位数の 187/1000 加算			
A 2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(5)		所定単位数の 184/1000 加算			
A 2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(6)		所定単位数の 163/1000 加算			
A 2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(7)		所定単位数の 163/1000 加算			
A 2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(8)		所定単位数の 158/1000 加算			
A 2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(9)		所定単位数の 142/1000 加算			
A 2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(10)		所定単位数の 139/1000 加算			
A 2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11	(十一) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(11)		所定単位数の 121/1000 加算					
A 2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12	(十二) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(12)		所定単位数の 118/1000 加算					
A 2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13	(十三) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)		所定単位数の 100/1000 加算					
A 2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14	(十四) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(14)		所定単位数の 76/1000 加算					

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。